

令和4年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和4年1月27日（木）

令和4年第1回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和4年1月27日（木）午後2時00分

茅ヶ崎市役所本庁舎6階 理事者控室

○ 議事日程

- 第1 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について
- 第2 議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による賃借権の設定について
- 第3 議案第3号 賃借料情報の提供について
- 第4 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について
- 第5 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について

出席委員

1 番 鈴木 邦夫 君
2 番 原田 勝幸 君
3 番 高橋 久雄 君
4 番 石射 祥光 君
5 番 村越 重芳 君
6 番 遠藤 信行 君
7 番 小澤 昇 君

8 番 廣瀬 正実 君
9 番 三橋 清高 君
10番 野崎 雅博 君
11番 阿部 富美 君
12番 齋藤 和子 君
13番 吉田 恵子 君
14番 石腰 明美 君

事務局職員出席者

事務局長 谷川 広志 君

局長補佐 伊藤 和範 君

午後 2 時 00 分開会

○議長（原田勝幸君） それでは、ただいまより令和 4 年第 1 回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。

当総会は、14 名の全委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により成立していることをご報告申し上げます。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。10 番野崎雅博委員、11 番阿部富美委員、以上のご両名によろしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第 1 議案第 1 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による利用権の設定等について 1 番案件及び 2 番案件を一括して上程いたします。11 番阿部委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○11 番（阿部富美君） 議案第 1 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による利用権の設定について、1 番案件及び 2 番案件を一括してご報告いたします。

本案件は、農地の有効利用に努めるため農地法の手続によらないで所有権の移転及び貸し借りを行うもので、茅ヶ崎市が農業経営基盤強化促進法に基づき利用権集積計画を作成し、農業委員会が決定するものでございます。

～ 1 番案件について内容を説明 ～

1 番案件の利用権を設定する農地は、田、991 平米でございます。利用権の存続期間は、令和 4 年 2 月 1 日から令和 6 年 1 月 31 日までで、権利の種類は、使用貸借権でございます。

～ 2 番案件について内容を説明 ～

2 番案件の利用権を設定する農地は、田、5 筆、合計 970 平米でございます。利用権の存続期間は、令和 4 年 2 月 1 日から令和 6 年 1 月 31 日までで、権利の種類は、使用貸借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に、事務局より補足説明がございましたか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

○6 番（遠藤信行君） 借り手は他でも借りているようだけど、今後更に拡げる予定があ

るのかな。

○局長補佐（伊藤和範君） 具体的な面積は分かりませんが、ある程度の規模で営農したいとの話しは聞いています。

○5番（村越重芳君） 耕地整理区域内で貸し手が出てくるのだから、市の農業政策として農地の最適化を更に推進していくべきじゃないのかな。

○局長補佐（伊藤和範君） いただいたご意見は関係課かに伝えます。

○議長（原田勝幸君） 他にご意見、ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） なしと認め、採決をいたします。議案第1号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について、1番案件及び2番案件を報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第2議案第2号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による賃借権の設定についてを上程いたします。8番廣瀬委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○8番（廣瀬正実君） 議案第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による賃借権の設定等についてご報告いたします。

本案件は、農地の有効利用に努めるため農地法の手続によらないで貸し借りを行うもので、茅ヶ崎市が農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農用地利用配分計画を作成する際に、農業委員会へ意見を聴くこととなっております。

～ 案件について内容を説明 ～

権利を設定する農地は、畑、2052平米のうち605.65平米でございます。権利の存続期間は、令和4年3月1日から令和7年2月28日までで、権利の種類は、使用貸借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に、事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) なしと認め、採決をいたします。議案第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による賃借権の設定について、報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長(原田勝幸君) 日程第3議案第3号賃借料情報の提供についてを上程いたします。事務局より説明をお願いします。

○局長補佐(伊藤和範君) 議案第3号、賃借料情報の提供についてをご説明いたします。本件は、農地法第52条の規定に基づき、地域における賃借料の目安となるよう、農業委員会が実勢の賃借料情報を提供するものでございます。

賃借料情報につきましては、過去1年間分、令和3年1月1日～12月31日までの農地法第3条の許可案件や農用地利用集積計画などの賃借料から算出するものです。

本市における令和3年の「畑」の賃借料につきましては、昨年1年間における、利用権設定における賃借料データ23件を基に算出し、年間で10アールあたり最高額は19,700円、最低額は10,800円、平均額は16,300円で行いました。また、「田」につきましては、賃借権の設定はありませんでした。

なお、賃借料情報につきましては、本日ご承認を頂けましたら、農業委員会ホームページ等により提供していくことといたします。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長(原田勝幸君) では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

○6番(遠藤信行君) 金額については土地の大きさ、形等で変わるんだよね。

○3番(高橋久雄君) この金額を基に賃借料が決まるのかな。

○局長補佐(伊藤和範君) ここに示した金額は実績額を基に算定しているにすぎませんので、実際の金額につきましては様々な要因を基に当事者間で決められています。

○議長(原田勝幸君) 他にご意見、ご質問ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) なしと認め、採決をいたします。議案第3号賃借料情報の提供については、報告のとおり情報提供することを決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（原田勝幸君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第4報告第1号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 報告第1号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

4ページから5ページとなります。1番案件から7番案件で、転用目的は住宅敷地、駐車場敷地のほか、店舗敷地でございます。

これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条により、事務局長において専決処分したものでございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。以上、ご報告申し上げます

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第1号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長（原田勝幸君） 日程第5報告第2号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 報告第2号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

6ページとなります。1番案件から15番案件で、転用目的は、店舗敷地、住宅敷地、道路敷地、資材置場でございます。権利関係は、店舗が賃借権のほか、所有権移転でございます。

これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条により、事務局長において専決処分したものでございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。以上ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君）　ご質問がないようですので、報告第2号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

以上で本日の審議並びに報告事項は全て終了しました。慎重審議をいただき、厚く御礼申し上げます。それでは、以上をもちまして令和4年第1回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。ご協力ありがとうございます。

午後2時22分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員